

昭和三十七年二月一日(木曜日)

午前十時二十五分開会

出席者は左の通り

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
荒木正三郎君
市川 房枝君

委員

大谷 賢雄君

岡崎 真一君

木暮武太夫君

須藤 五郎君

高橋 術君

中野 文門君

堀 未治君

坂入長太郎君

政府委員
大蔵政務次官 堀本 宜実君
事務局側 常任委員会 坂入長太郎君○本日の会議に付した案件
○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)○保険業法の一部を改正する法律案
(内閣提出)○昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
○通行税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)○相続税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)○印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)○地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に關し承認を求めるの件
(内閣送付、予備審査)○委員長(棚橋小虎君) ただいまから
委員会を開きます。○関税法の一部を改正する法律案、保
險業法の一部を改正する法律案、昭和
三十六年産米穀についての所得税の臨
時特例に関する法律案、通行税法の一
部を改正する法律案、相続税法の一
部を改正する法律案、印紙税法の一部
を改正する法律案、日本輸出入銀行法
の一部を改正する法律案、地方自治法第
百五十六条第六項の規定に基づき、税
関支署及び財務部出張所の設置に關し
承認を求めるの件、以上八件を一括議
題とし、順次、提案理由の説明を聽取
することにいたします。○政府委員(堀本宜実君) ただいま議
題となりました関税法の一部を改正す
る法律案ほか七件につきまして、提案
の理由を御説明申し上げます。
まず、関税法の一部を改正する法律
案について申し上げます。

この法律案は、昭和三十六年産の米

穀につき、事前売り渡し申し込み制度

の円滑な実施に資するため、米穀の生

産者が同年産の米穀を政府に対し事前

売り渡し申し込みに基づいて売り渡し

の区分等に応じ、玄米換算百五十キロ

グラム当たり、一石当たり平均千四百円

を非課税とする措置を講じようとする

この法律案は、最近における外國貿

易の実情に顧みまして、水島港を開港
に、鹿児島空港を税関空港にそれぞれ
追加しようとするものであります。
以下、改正の内容について簡単に御
説明申し上げます。まず、水島港につきましては、昨年
から貿易実績が急激に上昇し、港湾設
備及びその将来性についても他の開港
に比して遜色がないので、同港を開港
に追加しようとするものであります。
また、鹿児島空港につきましては、昨
年九月に鹿児島、沖縄間に定期航空港
に追加しようとするものであります。これが、この法律案の提案理由及び
その概要であります。年九月に鹿児島、沖縄間に定期航空港
に追加しようとするものであります。
これが、この法律案の提案理由及び
その概要であります。現行の保険業法は、昭和二十六年の
改正以来、船舶保険については、船舶
保険料率に関する共同行為だけを独禁
法の適用除外としておらず、損害保険
料率算出団体に関する法律に基づく、
いわゆる算定会料率が適用されてきて
おります。これは、当時、わが国の船団がいま
だ少なく、かつ、戦艦、老齢船等の劣
悪な船舶が多く、保険成績もよくなか
つたことにかんがみ、船舶保険本来の
姿である協定料率制を採用することな
く、当分の間算定会料率をもつて必要
な配慮を加味してゆくことを適當と判
断したことによるものであります。

しかしながら、十年を経過した今日

におきましては、わが国船舶は相当の
拡充を見、新鋭船舶を中心にその保有
量もすでに戦前水準をこえ、しかも、
各船舶、各船主ごとの特色、特性の事績
も相当期間にわたって積み上げられた
結果、企業保険としての基礎もようや
く確立いたしましたので、航空保険、
海上貨物保険などと同様に協定料率制
に移行し、船舶保険の特殊性に沿つた
いわゆるきめのこまかい料率を実施す
ることが適當と思われる情勢となつて
いるのであります。このような実情に照らし、この際、
船舶保険事業の円滑な運営に資すると
ともに、海運事業の健全な発展に寄与
するため、船舶保険の料率について共
同行為をすることができるよう所要の
措置を講ずる必要があります。これがこの法律案を提出する理由であ
ります。

この法律案について御説明申し上げます。

案及び印紙税法の一部を改正する法律
案の三案について御説明申し上げます。政府は、国民の税負担の現状に顧み
まして、昭和三十六年度の税制改正に
引き続く税制の体系的整備の一環とし
て、昭和三十七年度において、中小所
得者の負担の軽減を主眼とする間接税
案及び所得税の減税を中心いて、国税にお
いて平年度千二百億円程度の減税を行
なうとし、今国会におきましてこれ
ら税制の整備のための関係法律案を提
出いたす準備を進めておりますが、こ
こにさしあたり関係三法律案を提出い
たす次第であります。以下、順次右法律案について、改正
の内容を申し上げます。第一に、通行税法の一部を改正する
法律案について申し上げます。通行税につきましては、昭和三十六
年度の税制改正におきまして、二等寝
台料金に対する課税を非課税とするこ
とによって、二等寝台を利用する乗客
の負担の軽減をはかったのであります
が、今回、間接税の税率につき、一般
的に小売段階で課税するものについて
は一〇%程度の税率を基準として体系
を整備することとした関係から、現
在、通行税を課すこととしている国鉄
の一等、汽船の特等等の乗客の支払う
運賃に対する税率についても、現行の

二〇%から一〇%に引き下げるることといたしております。

第二に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

相続税につきましては、昭和三十三年度の改正以来据え置きとなっている相続税の負担について、最近における資産価格の推移等に顧み、相続があつた場合の遺産にかかる基礎控除額を引き上げることいたしました。すなわち、この控除額は、従来、百五十五万円に相続人一人当たり三十万円を加算した金額でありましたが、今回、これを二百万円に相続人一人当たり五十万円を加算した金額に改めることとするものであります。この改正により、相続人五人の標準世帯におきましては、その遺産額が四百五十万円程度までは課税されないこととなり、大部分の農家及び中小企業者については、相続税が課されなくなるものと考えております。

第三として、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、零細な記載金高の手形等に対する印紙税負担の軽減をはかりとともに、実情に即するよう諸規定の整備を行なおうとするものであります。

まず第一に、約束手形及び為替手形につきましては、零細な金額の手形に対する納税の負担と手数を省略し取引の円滑化をはかるため、現行の免税点の一萬円を五万円に引き上げることといたしました。さらに、一覽払の手形、外国通貨表示の手形等につきましても、現在、二十円の税率を

十円に引き下げるることとし、なほ、最近非居住者自由円勘定の開設が認められたことに伴い、外国通貨表示の手形資産価格の推移等に顧み、相続があつた場合の遺産にかかる基礎控除額を引き上げることいたしました。すなわち、この控除額は、従来、百五十五万円に相続人一人当たり三十万円を加算した金額でありましたが、今回、これを二百万円に相続人一人当たり五十万円を加算した金額に改めることとするものであります。この改正により、相続人五人の標準世帯におきましては、その遺産額が四百五十万円程度までは課税されないこととなり、大部分の農家及び中小企業者については、相続税が課されなくなるものと考えております。

第二に、相互銀行及び無尽会社の発行等の通帳形式も整つて参りましたので、この際、その掛金通帳を印紙税法上に掲名することとし、あわせて、預時金通帳との税負担の均衡をはかるため、税率を現行の二十円から十円に引き下げることいたしました。

第三に、印紙納付にかえて認められる一定表示による現金納付の方法につきましては、増資による新株発行の場合には、現行法では、株券の印刷の都合上、払い込み期日から相当以前に印紙税を納付することになりますが、このため失権株については過誤納の問題を生じて参りますので、この際、株券の確定時である払い込み期日に印紙税を納付する方法を採用することとしたしまして、問題の解決をはかることとしました。

以上が、三法律案についての提案の理由と内容の大要であります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月、日本輸出入銀行として設立されて、現行二十円の税率を十円に引き下げることといたしました。さらに、一

覽払の手形、外国通貨表示の手形等につきましても、現在、二十円の税率を

ましたことは、御承知のとおりであります。

日本輸出入銀行の業況は、わが国貿易の伸展に伴つて着実に伸びてきており、その融資残高は、昨年十二月末に

おいて一千七百七十三億円に達しておきました。今後も海外からのプラント輸出等の引き合いは、東南アジアを初めとして、さらに増加していくことが予想されますとともに、これら諸国等との経済協力も、また一そう、その実を上げていくものと思われ、日本輸出入銀行の融資を必要とする事業者は、ますます増加する見通しであります。

昭和三十七年度のわが国経済運営の第一目標は、国際收支の均衡を回復することであり、そのためには、積極的に輸出の伸張をはかる必要があることは申すまでもないところでございますが、その施策の一つとして輸出振興に重要な役割を果たしております日本輸入銀行の資金源の充実をはかることが緊要と考えられます。

このため、政府といたしましては、

予想されるのであります。このような

資金需要の急増に対処し、輸出振興に

遺憾のないよう措置いたしますために

いて資金需要が急激に増加する場合も

ます。

日本輸出入銀行に対する資金需要は

プラント輸出の伸び、国際競争における輸出条件の変化等、外的条件の変動

に左右される面が多く、年度途中にお

いて資金需要が急激に増加する場合も

ます。

昭和三十七年度のわが国経済運営の第一目標は、国際收支の均衡を回復す

ます。

日本輸出入銀行に対する資金需要は

プラント輸出の伸び、国際競争における輸出条件の変化等、外的条件の変動

に左右される面が多く、年度途中にお

いて資金需要が急激に増加する場合も

ます。

日本輸出入銀行に対する資金需要は

プラント輸出の伸び、国際競争における輸出条件の変化等、外的条件の変動

に左右される面が多く、年度途中にお

いて資金需要が急激に増加する場合も

ます。

日本輸出入銀行に対する資金需要は

プラント輸出の伸び、国際競争における輸出条件の変化等、外的条件の変動

に左右される面多く、年度途中にお

いて資金需要が急激に増加する場合も

ます。

日本輸出入銀行に対する資金需要は

プラント輸出の伸び、国際競争における輸出条件の変化等、外的条件の変動

に左右される面多く、年度途中にお